

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)稲庭田子
風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年11月24日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)稲庭田子風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県三戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大111,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 8月31日
環境大臣意見受理	平成27年11月13日
経済産業大臣意見	平成27年11月24日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 稲庭田子
風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定

- (1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。
- (2) 事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、緑の回廊から連続性を持った森林、水源のかん養といった公益的機能の発揮を目的として指定されている保安林等がまとまって存在しており、これらの森林を伐開し土地を改変した場合には、森林の消失・劣化及び野生動物の移動経路の遮断等の生態系への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、現地調査により自然度の高い植生及び緑の回廊と同様の機能を持つ森林が存在する区域を明らかにした上で、原則として対象事業実施区域から除外すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、希少猛きん類の生息地及びガン・カモ類等の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻

害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、緑の回廊から連続性を持った森林、水源かん養保安林、青森県が指定する馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域及び岩手県自然環境保全指針の「優れた自然評価図」で保全区分A又はBとされた地域等が存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっており、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により緑の回廊と同様の機能を持つ森林が存在する区域を明らかにした上で、この森林の分断を回避すること。また、既存道路や牧野、伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生及び保安林に指定された森林等の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の近傍には、主要な眺望点である稲庭岳が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え、地域住民やその他の利用者等、関係地域の意見を踏まえること。

3. 事業計画の見直し

上記1.(2)、2.(3)及び(4)により、鳥類、植物及び生態系に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

4. その他

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的な影響

今後の環境影響評価方法書以降の手続きにおいては、本事業の事業実施想定区域周辺における他事業者による風力発電所の設置計画の情報収集に努め、判明した情報については図書に適切に記載すること。また、必要に応じて、本事業との累積的な環境影響について予測及び評価をすること。